二　教科書の定価認可基準の一部を改正する件　三一　19　九
三　補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正する件　三一　19　一二
一　○文化庁　史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件　八　四
一　○厚生労働省　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件　一〇　四
二　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第十六条の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特例給付金の額等を定める件　一四　二
三　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件　一四　三
四　食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件　一五　7　二
五　事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針　一五　7　一七
六　事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針等の一部を改正する件　一五　7　二一
七　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件　一六　七
八　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件　一六　七
九　介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき令和二年度の医療保険者の納付金の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を定める件　一七　六
一〇　食事による栄養摂取量の一部を改正する件　二一　11　一
一一　使用薬剤の薬価（薬価基準）及び使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件の一部を改正する告示　二一　11　一四
一二　療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件　二一　11　一五
一三　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件　二二　三
一四　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第五十条第十一号の規定に基づき習慣性があるものとして厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件　二三　五
一五　医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件　二三　六
一六　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項の登録を受けた試験検査機関が試験検査の業務の全部を廃止する旨の届出があった旨を公示する件　二三　六
一七　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項の規定する試験検査機関の登録をした旨を公示する件　二三　六
一八　作業環境測定基準等の一部を改正する告示　二七　15　二〇
一九　健康保険法施行規則第百三十五条の二の二第二項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額の一部を改正する件　二八　三
二〇　前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める令和二年度及び令和三年度における財政安定化基金拠出率　二九　八
二一　令和二年における国民生活基礎調査の調査の期日、調査票及び調査票等の提出期限を定める件　二九　17　四
二二　雇用保険法第十八条第四項に規定する自動変更対象額を変更する件及び雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき同条第四項に規定する自動変更対象額を変更する件の一部を改正する告示　二九　17　二三
二三　雇用保険法第十九条第一項第一号に規定する控除額を変更する件の一部を改正する件　二九　17　二四
二四　雇用保険法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件等の一部を改正する告示　二九　17　二四
二五　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第八項に規定する控除額を変更する件の一部を改正する件　二九　17　二六
二六　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第九条第四項第一号ロ(1)及び(2)の規定に基づき平成二十八年度、平成二十九年度及び平成三十年度の全ての都道府県に係る年齢階層に属する被保険者に係る医療費指数算定基礎額の総額及び被保険者の総数として厚生労働大臣が定める額及び数を定める件　三〇　三
二七　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第九条第五項第二号の規定に基づき令和二年度における全ての都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額を定める件　三〇　四
二八　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第十条第三項第二号の規定に基づき令和二年度における全ての都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額を定める件　三〇　四
二九　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第十一条第三項第二号の規定に基づき令和二年度における全ての都道府県に係る介護納付金賦課被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額を定める件　三〇　四
三〇　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十四条第一項に規定する厚生労働大臣の定める表示を定める件　三一　19　一四